

復　興　整　備　計　画
(第13回変更)

大船渡市・岩手県

平成26年5月30日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

大船渡市の全域（別添の復興整備事業総括図のとおり）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① 被災住居を低地から高台へ集団移転することにより、想定される最大級の津波（レベル2：数百年から千年に1回の確率で発生する津波）及び高潮から人命や財産を守る。
- ② 地域の地形特性を踏まえるほか、高齢化や人口減少等も見据えながら、コンパクトな集落づくりを進める。
- ③ 移転跡地（移転促進区域）は、災害危険区域に指定し、地域住民参加のもとに、水産業や農業の再生等地域振興につながる活用策と計画的な秩序ある利用開発を検討する。
- ④ 津波浸水リスクを十分考慮しながら、被災経験を教訓とした再生可能エネルギーの活用による地産地消・地域分散型エネルギー社会の構築を図り、災害に強い都市基盤の形成や地域特性を生かした産業振興を図る。
- ⑤ 被災した中心市街地においては、土地の嵩上げによって想定される最大級の津波でも浸水しない安全な宅地を確保するとともに、浸水が想定される区域についても、一時避難場所や避難路のほか、商業業務施設の早期再建の場となる拠点エリアを整備することにより、産業経済の復興を牽引する。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

（1）復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

災害に強い地域づくりを推進するため、被災住居を高台や嵩上げした安全な宅地に移転集約する。これに伴い、移転跡地（移転促進区域）は、災害危険区域に指定し、住宅の建設を禁止するとともに、地区・地域の特性を考慮したうえで、水産関連産業の集積や農地の復旧、商業・業務系用途等地域振興につながるよう有効に活用する。

また、再生可能エネルギー発電施設用地を津波浸水リスクのない地区も含め、分散的に選定し、災害時の緊急復旧対応や移転跡地等における産業振興に大きく貢献する安定的な電力供給体制を確保する。

なお、地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されているが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定する。

（2）土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ①門之浜地区（A地区）、小河原地区（K地区）、梅神地区（O地区）、泊里地区（Q地区、S地区、T地区）、碁石地区（U地区）
：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、宅地等の嵩上げによる防潮・防災機能の付加、山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。（小河原地区については、一部において住居系土地利用を図る。）
- ②小細浦地区（B地区）、峰岸地区（M地区）
：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、山側への避難路の確保や道路網の整備により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等津波被害の大きかった沿岸部は、漁業・水産系を中心とした土地利用を図る。
- ③田浜地区（C地区）
：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、山側への避難路の確保や道路網の整備により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。

- ④崎浜地区(D地区)：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、防災機能を付加した道路整備や山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系、緑地・農地系及び商業系を中心とした土地利用を図る。
- ⑤泊地区(E地区)、浦浜地区(F地区)、浦浜南地区(L地区)、浦浜仲・西地区(P地区)：浸水区域内の住居、教育施設等の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、防災機能を付加した道路整備や山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等漁港周辺部は、漁業・水産系及び緑地・農地系を中心とした土地利用を図る。
- ⑥上甲子地区(G地区)：津波浸水リスクのない地区の一定規模の土地を有効に活用し、再生可能エネルギーを活用した電力供給拠点施設（大規模太陽光・メガソーラー発電所）を整備することにより、災害に強い都市基盤の形成、農林業の振興及び環境と共生した持続可能なまちづくりを行う。
- ⑦大船渡駅周辺地区(H地区)、大船渡(津波復興拠点)地区(I地区)：土地の嵩上げによる安全な宅地の創出、山側への避難路の確保、一時避難場所の整備等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。浸水想定区域は、商業業務施設の早期再建等により、産業経済の復興を牽引する都市機能の維持・形成に資するまちづくりを行うとともに、水産加工等産業系を中心とした土地利用を図る。
- ⑧清水地区(J地区)、蛸ノ浦地区(R地区)：浸水区域内の住居の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、山側への避難路の確保により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等津波被害の大きかった沿岸部は、漁業・水産系を中心とした土地利用を図る。
- ⑨中赤崎地区(N地区)、V地区：浸水区域内の住居、教育施設等の近傍高台等への移転や防潮堤の整備、災害に強い基幹道路の整備や山側への避難路の確保等により、安全性が確保できるまちづくりを行う。移転跡地等臨海地域は、漁業・水産系及び工業系を中心とした土地利用を図る。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事 業 区 分	図面記号	事 業 に 係 る 事 項
(1)市街地開発事業	H地区	事業の名称：大船渡駅周辺地区土地区画整理事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成32年度 種類：土地区画整理事業
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	A地区	事業の名称：門之浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度
	B地区	事業の名称：小細浦地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり

		実施予定期間：平成24年度～平成25年度
C 地区	事業の名称：田浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり <u>26</u> 実施予定期間：平成24年度～平成25年度	
D 地区	事業の名称：崎浜地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度	
E 地区	事業の名称：泊地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成25年度	
J 地区	事業の名称：清水地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり <u>26</u> 実施予定期間：平成24年度～平成25年度	
K 地区	事業の名称：小河原地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度	
L 地区	事業の名称：浦浜南地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度	
M 地区	事業の名称：峰岸地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度	
O 地区	事業の名称：梅神地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成26年度	
P 地区	事業の名称：浦浜仲・西地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市	

		実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成26年度
	Q地区	事業の名称：泊里地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度
	R地区	事業の名称：蛸ノ浦地区集団移転促進事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	F地区	事業の名称：越喜来小学校・越喜来こども園改築事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	I地区	事業の名称：大船渡地区津波復興拠点整備事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度 種類：津波復興拠点整備事業（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）
	N地区	事業の名称：赤崎小学校改築事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	S地区	事業の名称：道路新設事業（泊里地区） 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度
	V地区	事業の名称：赤崎中学校改築事業 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		

(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	G地区	事業の名称：五葉山太陽光発電事業 実施主体：五葉山太陽光発電合同会社 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成26年度
	T地区	事業の名称：災害公営住宅整備事業（泊里団地） 実施主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成27年度
	U地区	事業の名称：碁石漁港海岸災害復旧事業 事業主体：大船渡市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度

5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）

平成24年度～平成32年度

6 その他復興整備事業の実施に關し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整 理 番 号	事 業 区 分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1	集団移転促進事業	C地区	保安林	解除		0.1890	
2	都市施設の整備に関する事業	F地区	土地利用基本計画の森林地域 地域森林計画区域	変更 変更	4 (3.67) 3.67		
3	その他施設の整備に関する事業	G地区	土地利用基本計画の森林地域 地域森林計画区域	変更 変更	5 (5.37) 5.37		
4	都市施設の整備に関する事業	N地区	土地利用基本計画の森林地域 地域森林計画区域	変更 変更	2 (1.77) 1.77		
5	集団移転促進事業 都市施設の整備に関する事業 その他施設の整備に関する事業	Q地区 S地区 T地区	土地利用基本計画の森林地域 地域森林計画区域	変更 変更	2 (2.34) 2.34		
6	集団移転促進事業	R地区	土地利用基本計画の森林地域 地域森林計画区域	変更 変更	1 (1.09) 1.09		
7	その他施設の整備に関する事業	U地区	保安林	解除	0.0053		

<u>8</u>	都市施設の整備に関する事業	V地区	保安林	解除		0.4530	
----------	---------------	-----	-----	----	--	--------	--

(注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。

3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。

4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。

5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

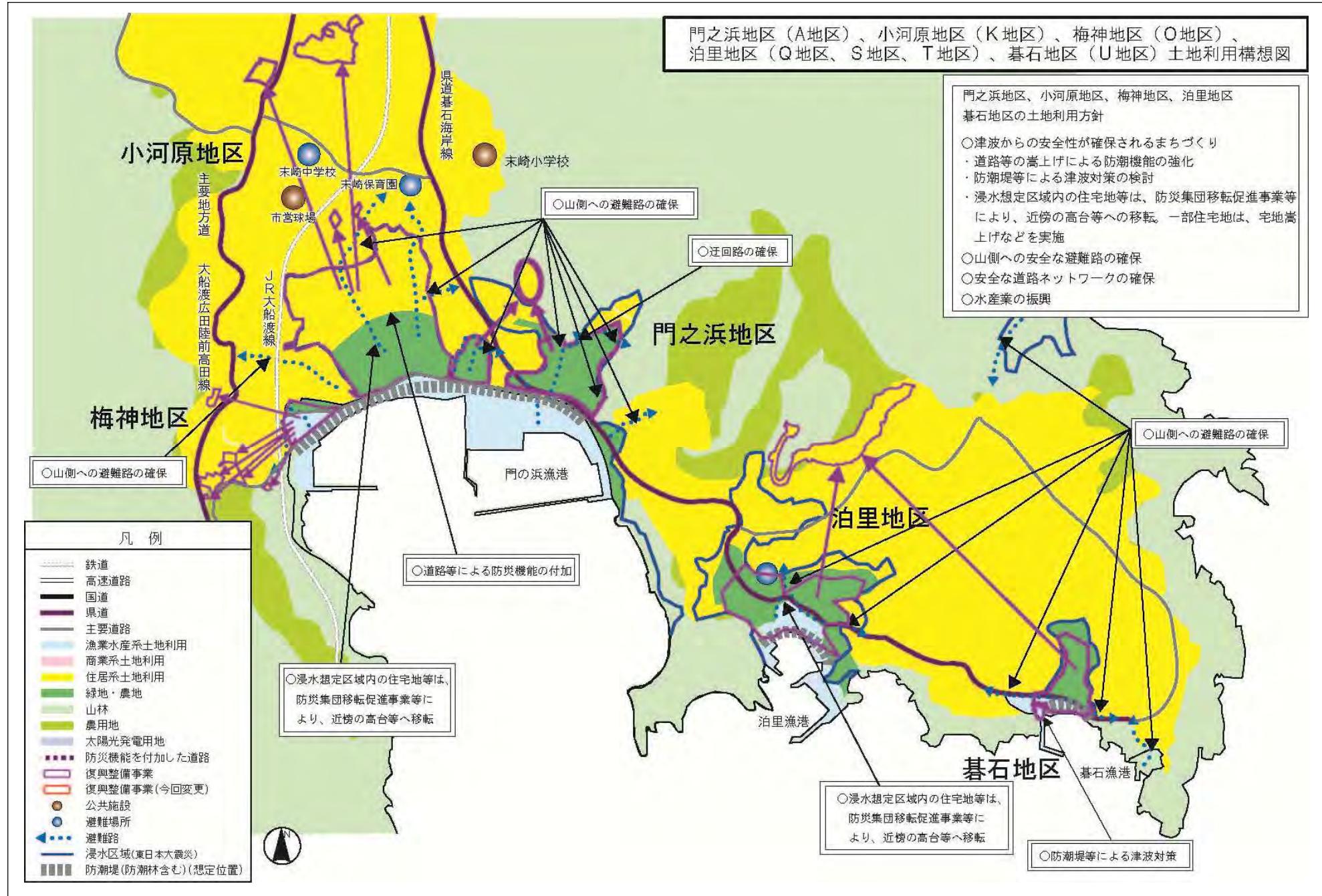
整理番号	事業区分	図面記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場整備法	港湾法
			第4条第1項 ・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項 ・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	集団移転促進事業	E地区					○						
2	集団移転促進事業						○						
3	その他施設の整備に関する事業	G地区	○										
			○										
4	集団移転促進事業	J地区	○										
			○										
5	集団移転促進事業	K地区	○										
			○										
6	集団移転促進事業	L地区	○										
			○										
7	集団移転促進事業	M地区	○										
			○										
8	集団移転促進事業	D地区	○										
			○										
9	集団移転促進事業	O地区	○										
			○										
10	集団移転促進事業	P地区	○										
			○										
11	集団移転促進事業	Q地区	○										
		○											

12	集団移転促進事業	R 地区	<input checked="" type="radio"/>									
			<input type="radio"/>									

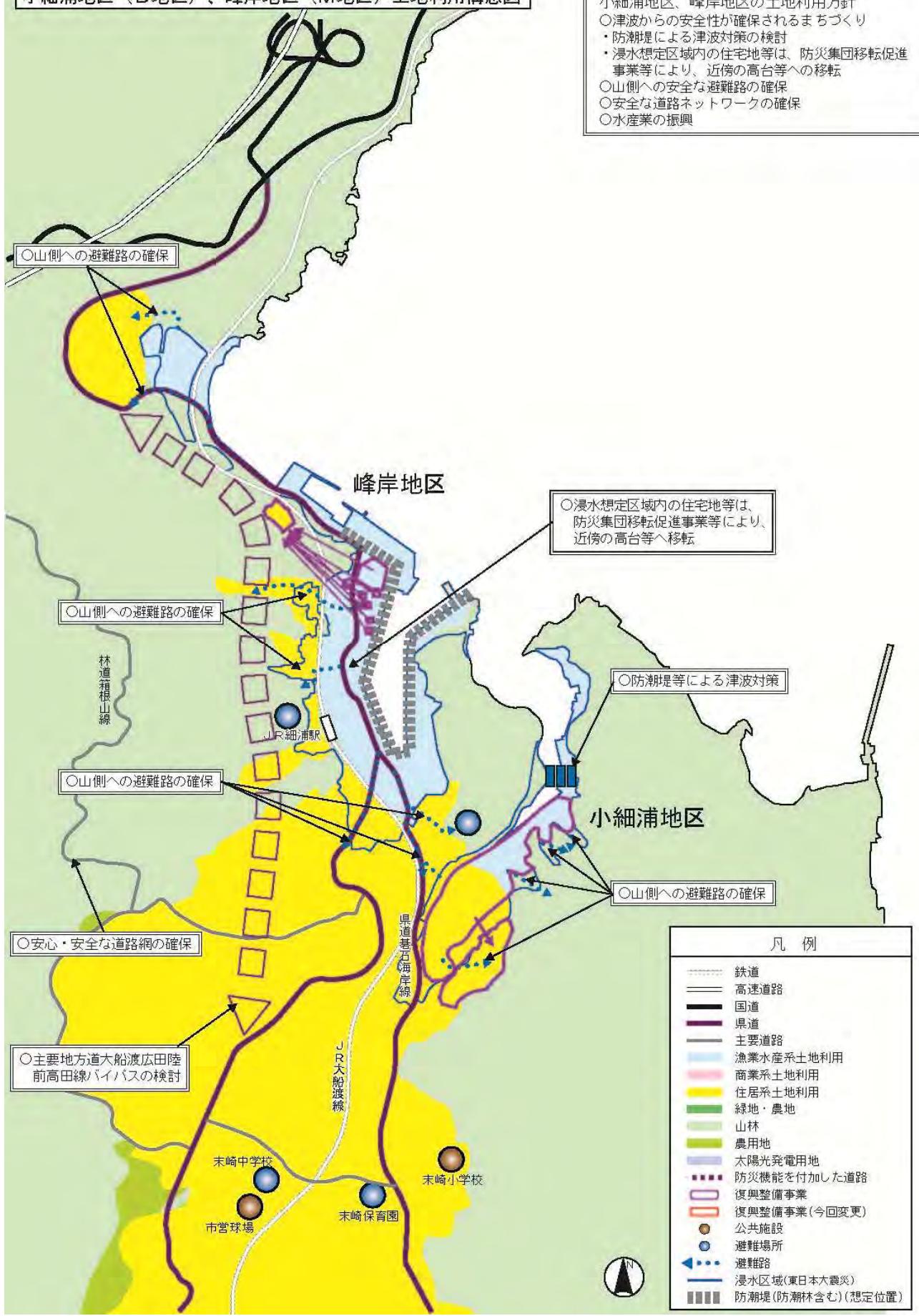
- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第 9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

大船渡市 土地利用構想図





小細浦地区（B地区）、峰岸地区（M地区）土地利用構想図



田浜地区（C地区）土地利用構想図

田浜地区的土地利用方針

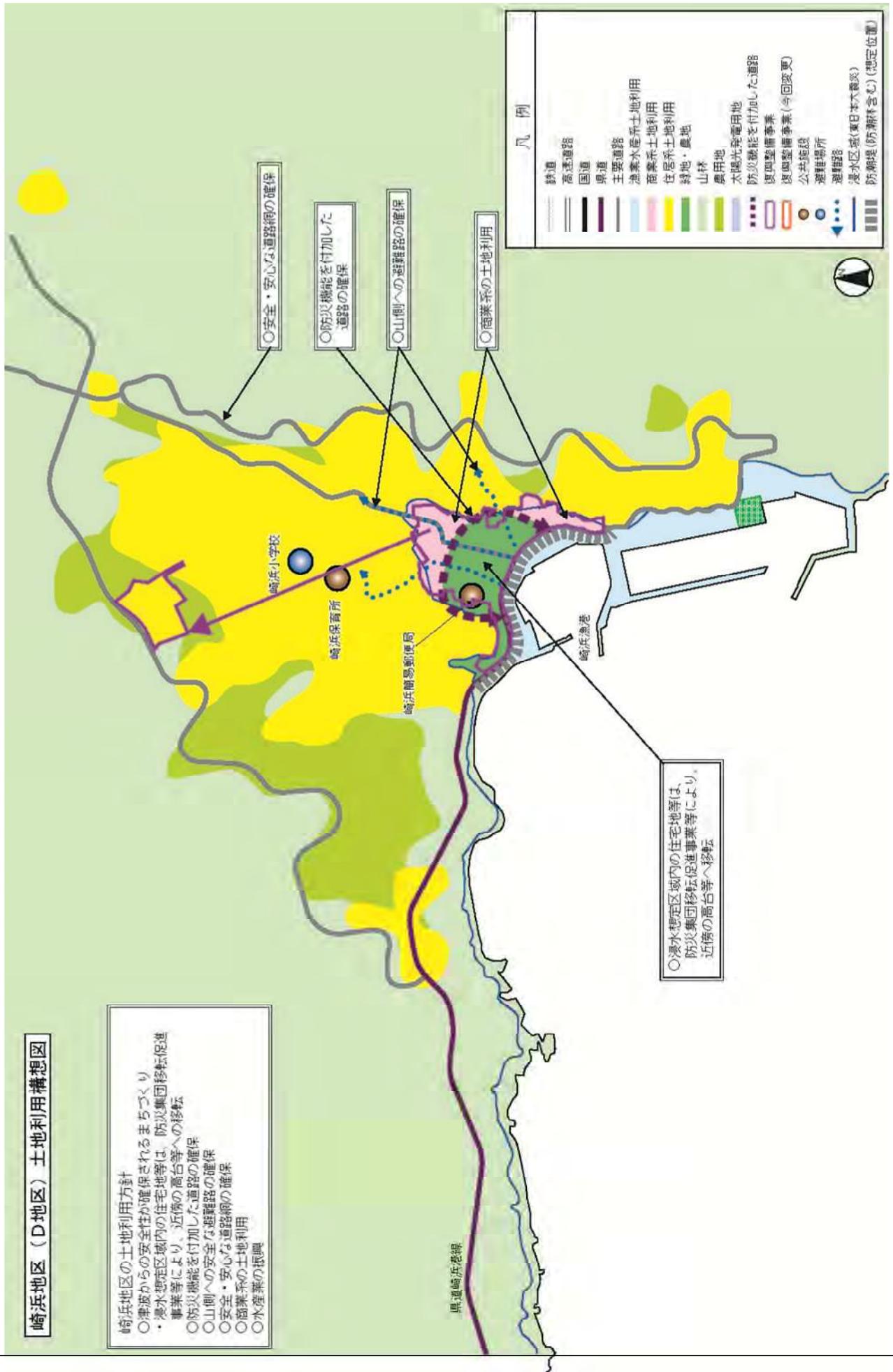
- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・浸水想定区域内の住宅地等は、防災集団移転促進事業等により、近傍の高台等への移転。
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全な道路ネットワークの確保
- 水産業の振興



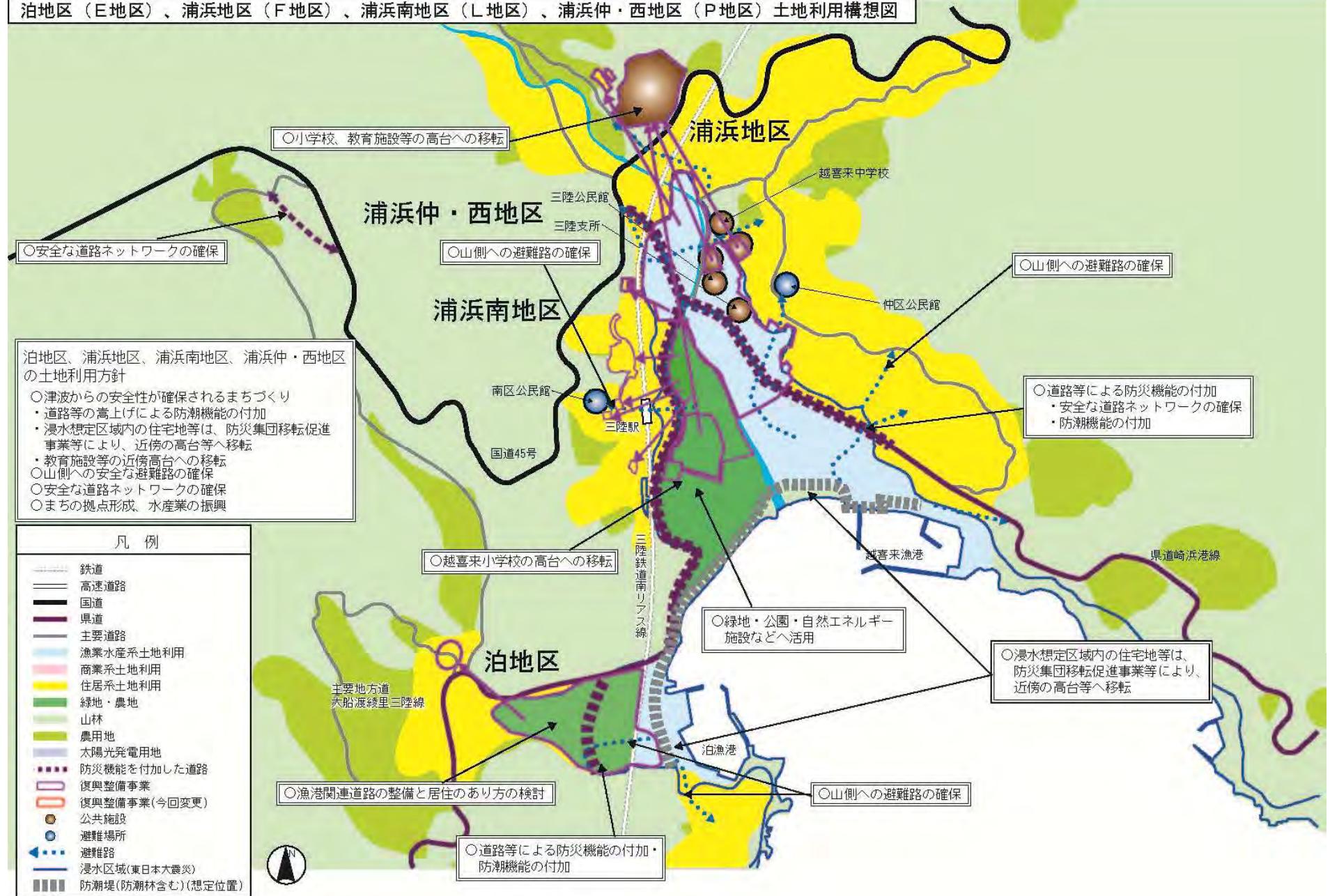
崎浜地区（D地区）土地利用構想図

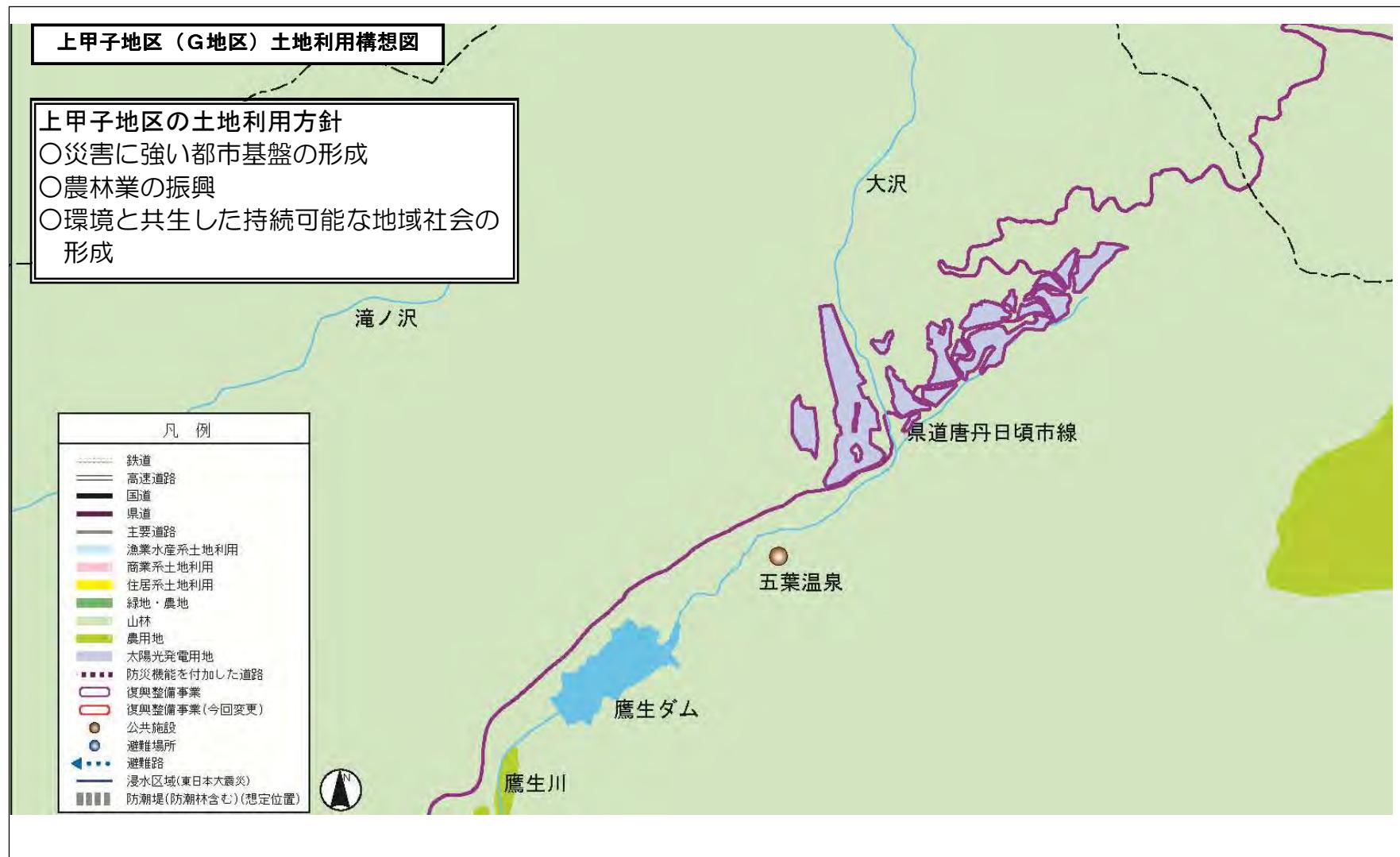
崎浜地区の土地利用方針

- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
- ・港水想定区域内の住宅地等は、防災車両移動促進事業等により、近傍の高台等への移転
- 防火機能を付加した道路の確保
- 山側への安全な避難路の確保
- 安全・安心な道路網の確保
- 商業系の土地利用
- 水産業の振興



泊地区（E地区）、浦浜地区（F地区）、浦浜南地区（L地区）、浦浜仲・西地区（P地区）土地利用構想図



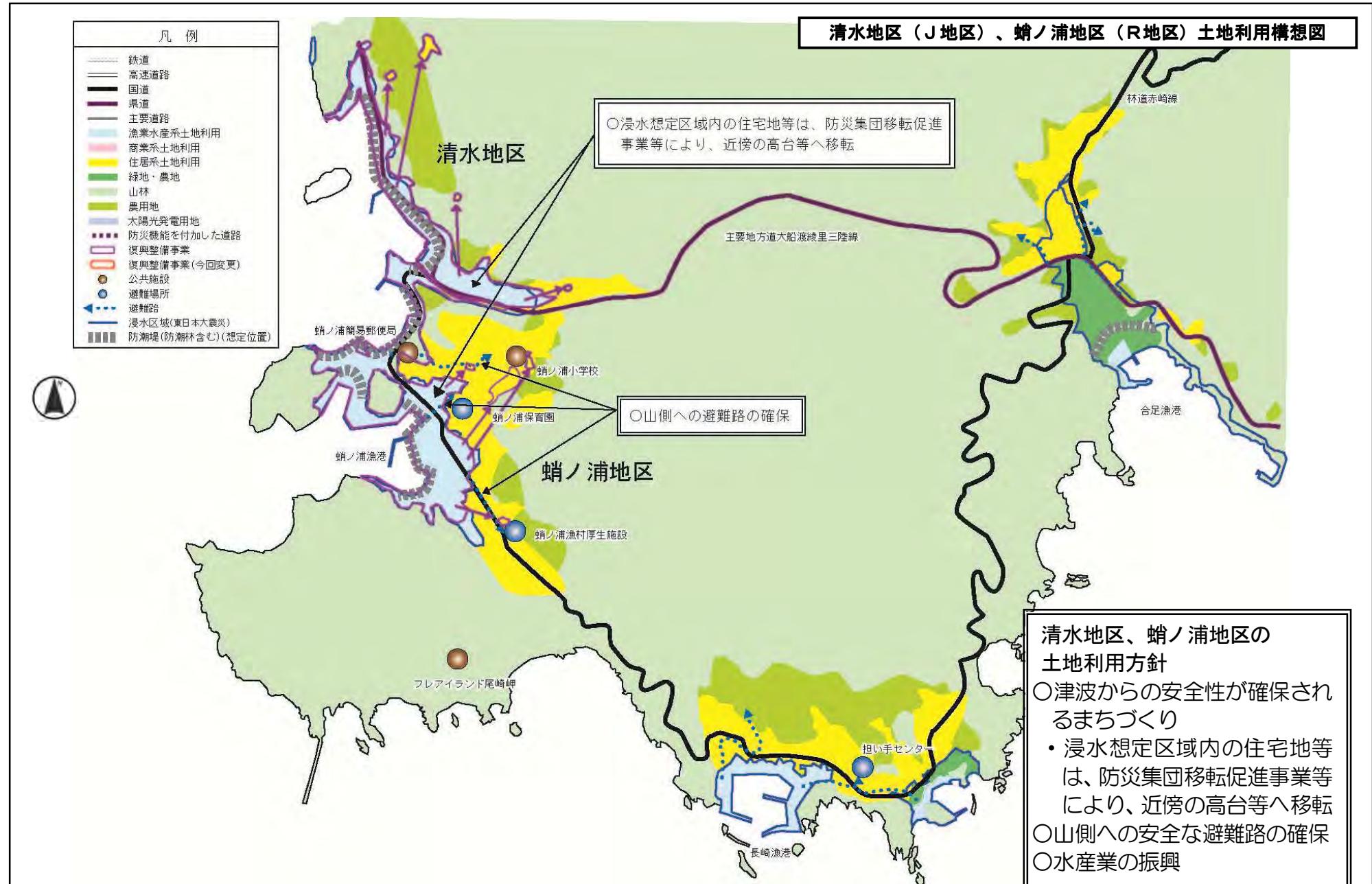


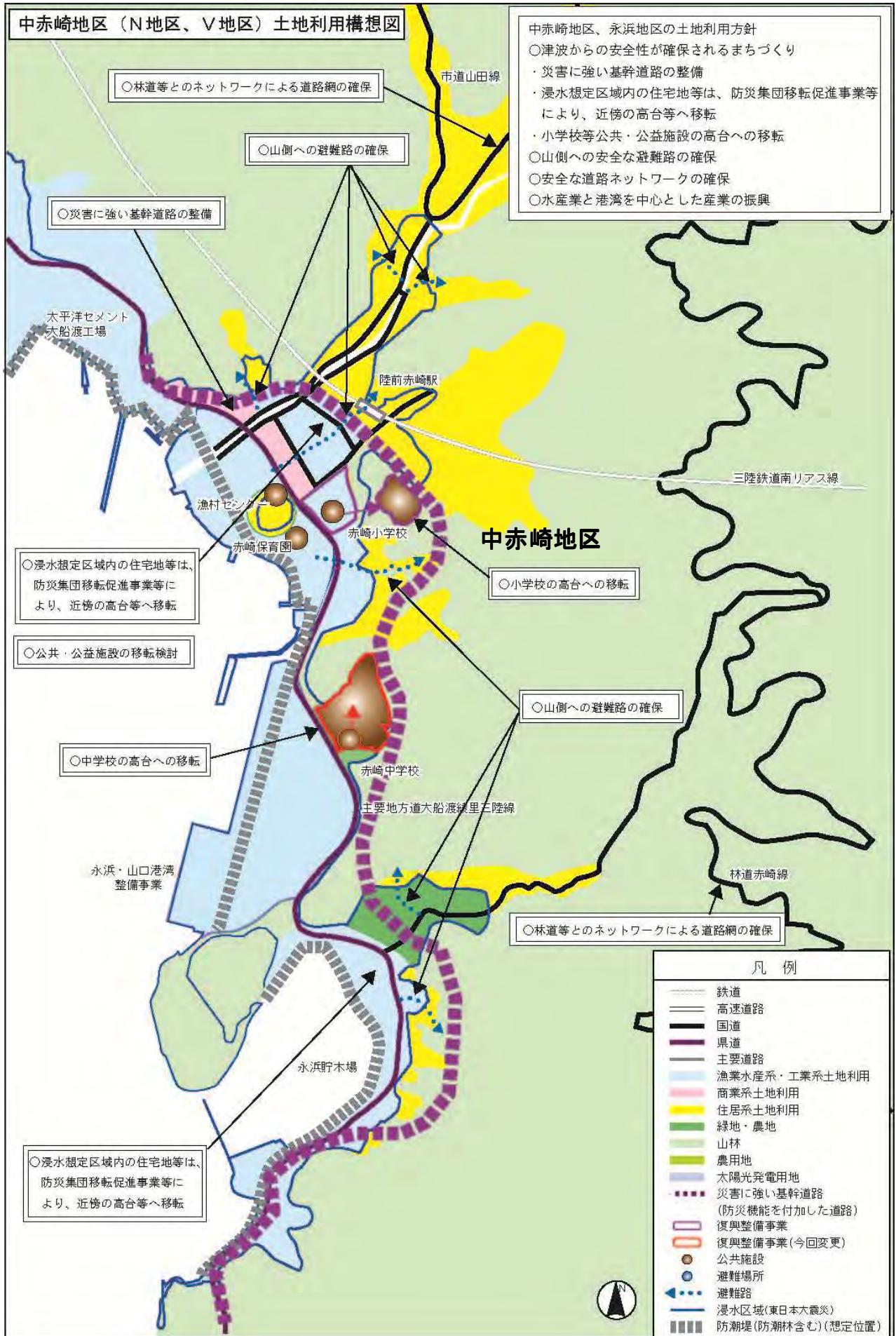
大船渡駅周辺地区（H地区）、大船渡(津波復興拠点)地区（I地区）土地利用構想図

大船渡駅周辺地区、大船渡(津波復興拠点)地区の土地利用方針

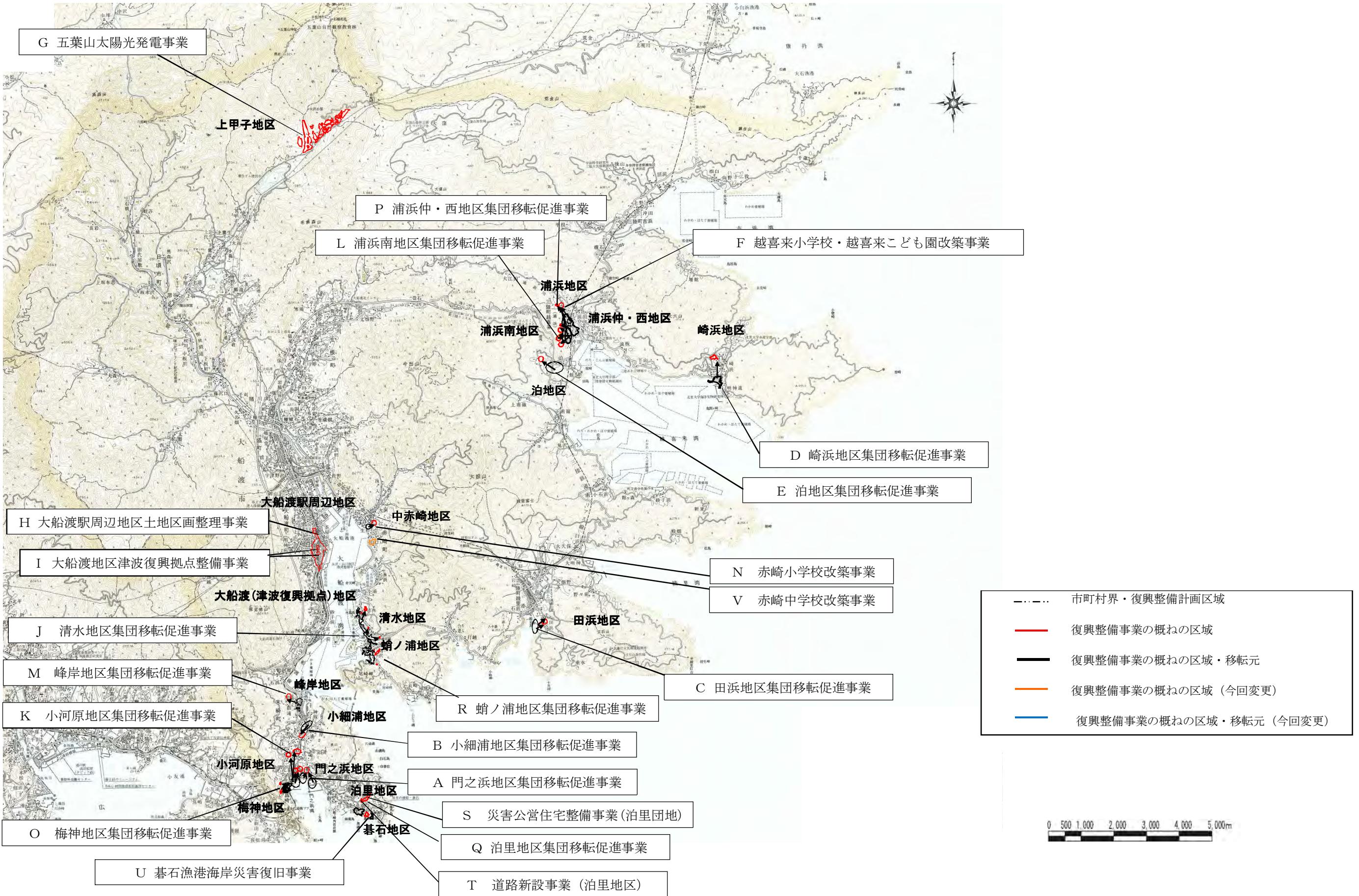
- 津波からの安全性が確保されるまちづくり
 - ・JR 大船渡線から山側の土地の嵩上げによる防潮機能の確保
 - ・土地区画整理事業によって嵩上げし、宅地を再建
- 山側への安全な避難路の確保
- 道路機能の強化、安全な道路ネットワークの確保
- 適切な土地利用の誘導
 - ・大船渡駅周辺への商業機能の集積
 - ・浸水想定区域は、産業系土地利用へ転換





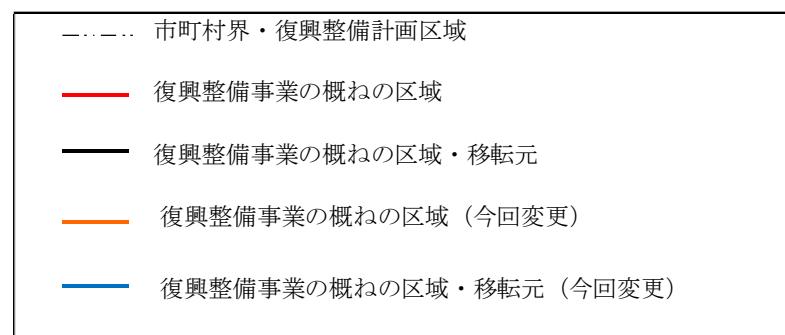
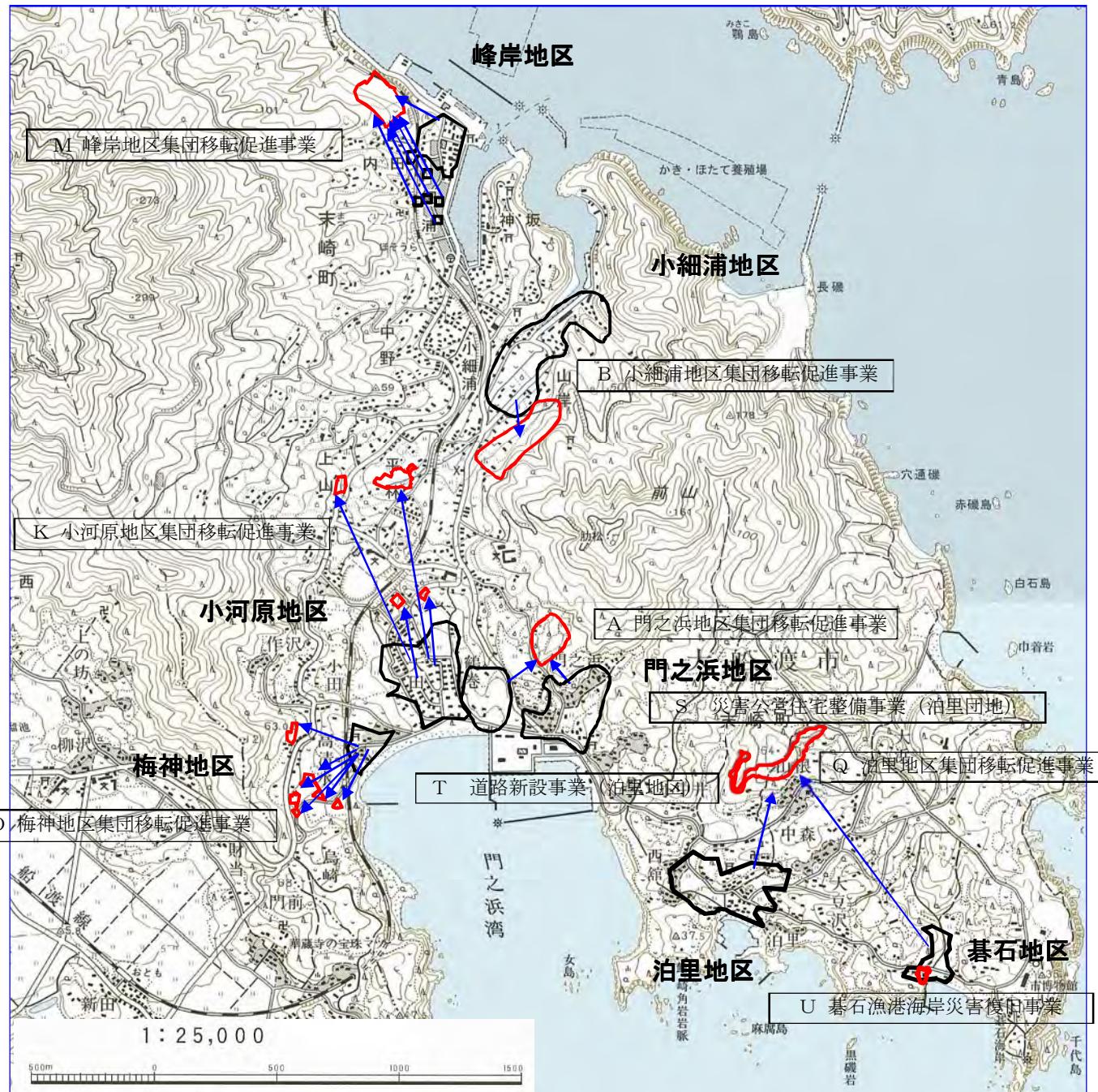


復興整備事業総括図

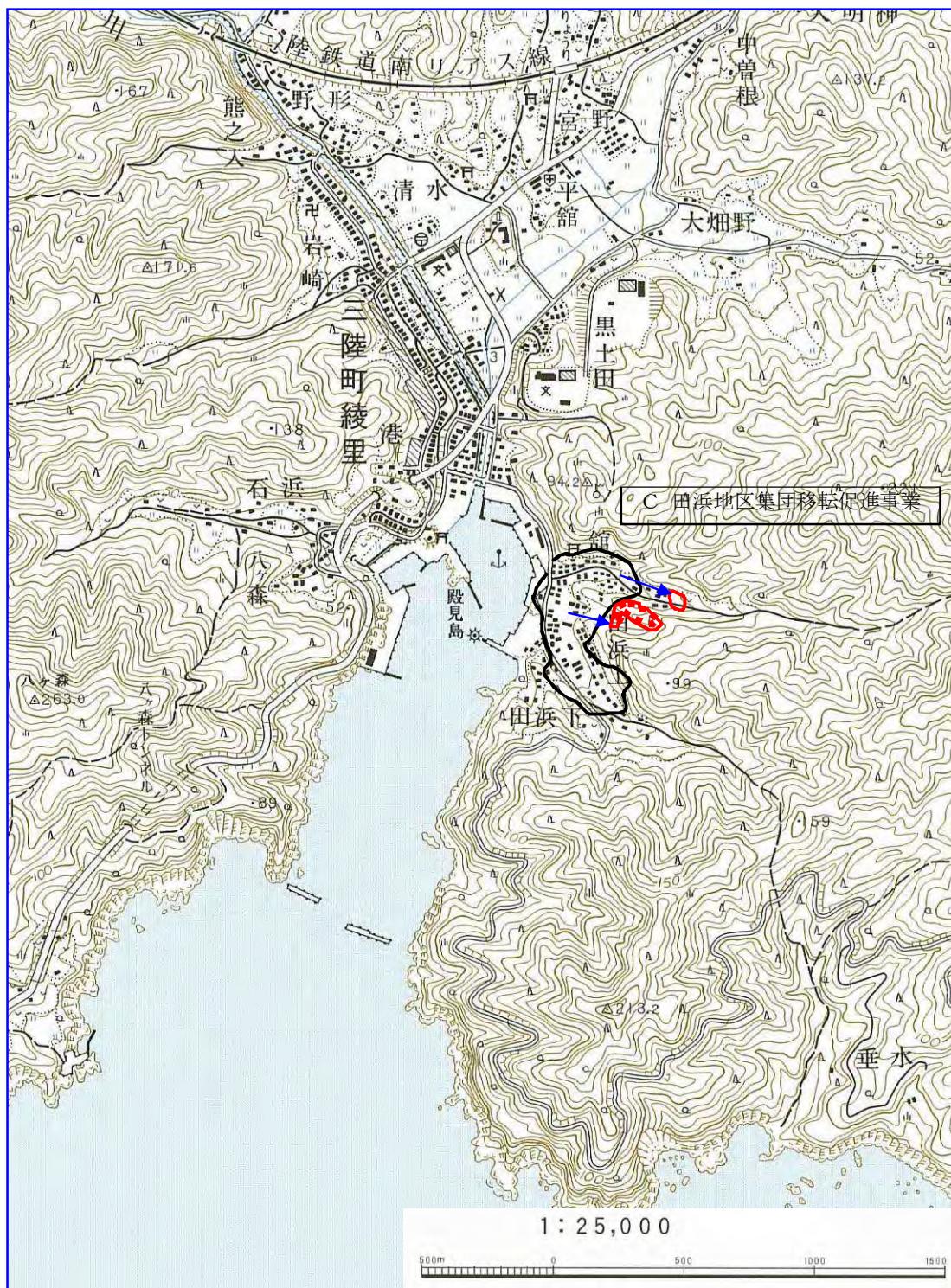


復興整備事業総括図

(門之浜地区、小細浦地区、小河原地区、峰岸地区、梅神地区
泊里地区、碁石地区)

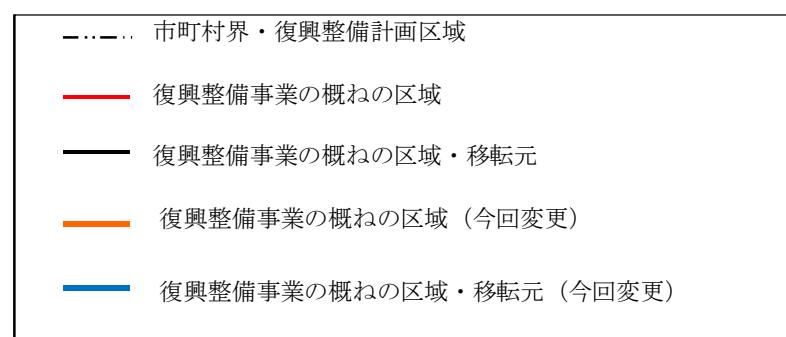
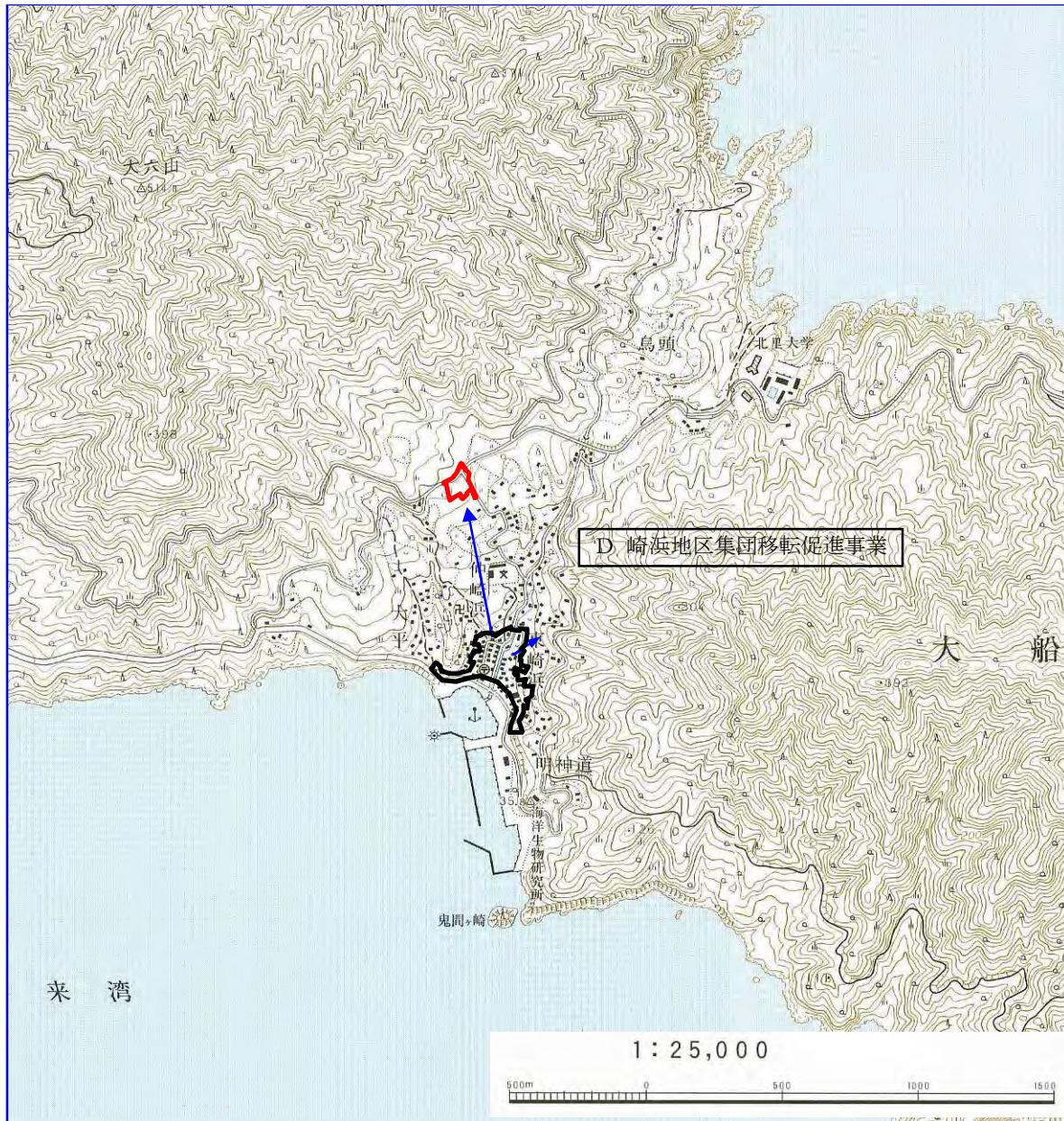


復興整備事業総括図（田浜地区）



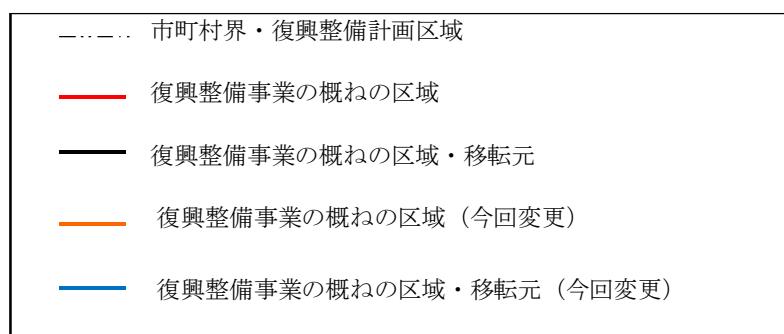
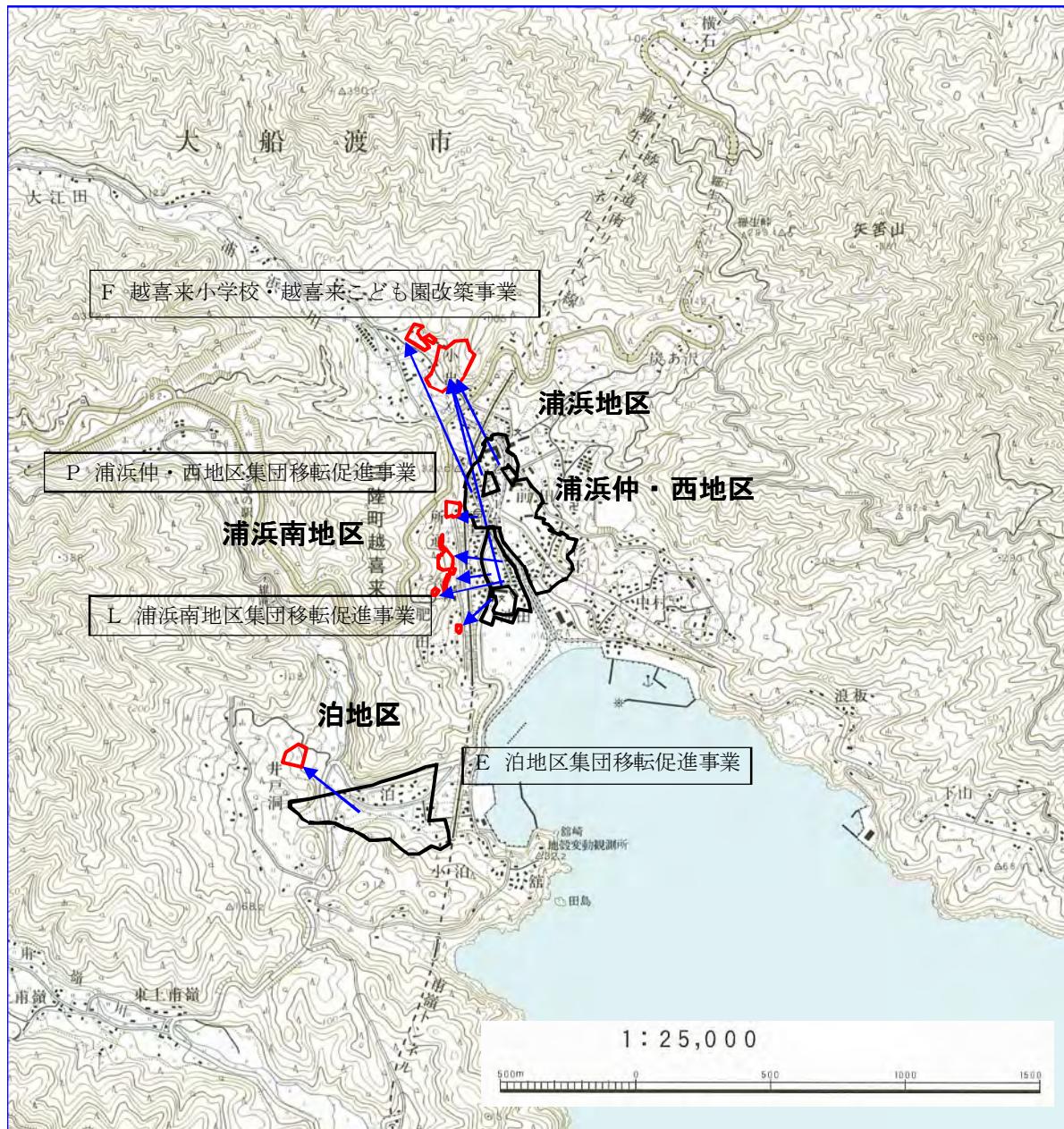
- 市町村界・復興整備計画区域
- 復興整備事業の概ねの区域
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元
- 復興整備事業の概ねの区域（今回変更）
- 復興整備事業の概ねの区域・移転元（今回変更）

復興整備事業総括図 (崎浜地区)



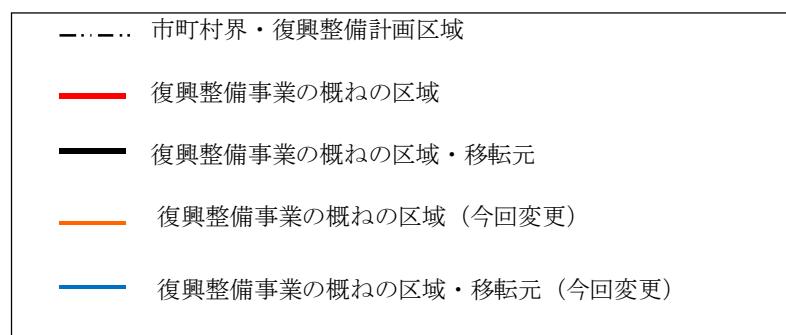
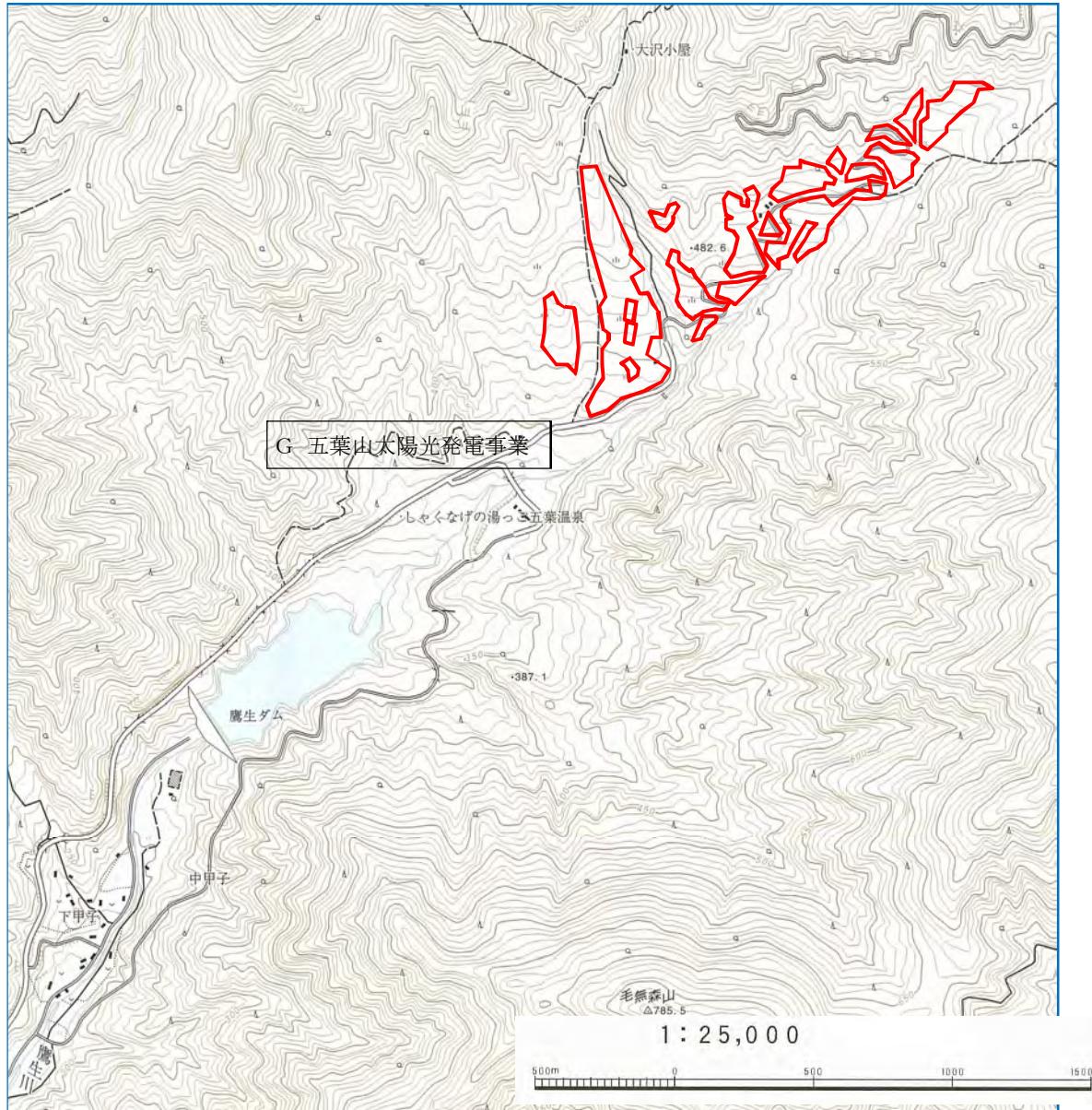
復興整備事業総括図

(泊地区、浦浜地区、浦浜南地区、浦浜仲・西地区)



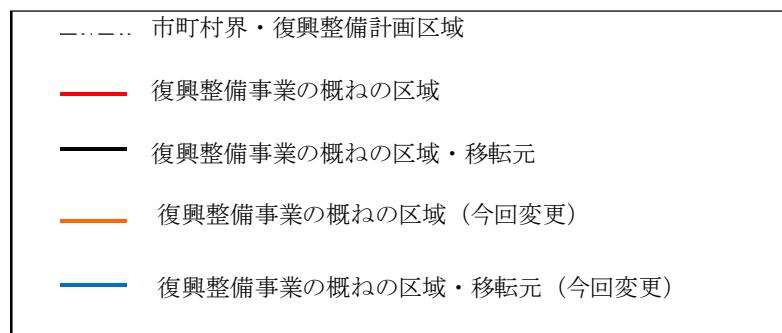
復興整備事業総括図

(上甲子地区)



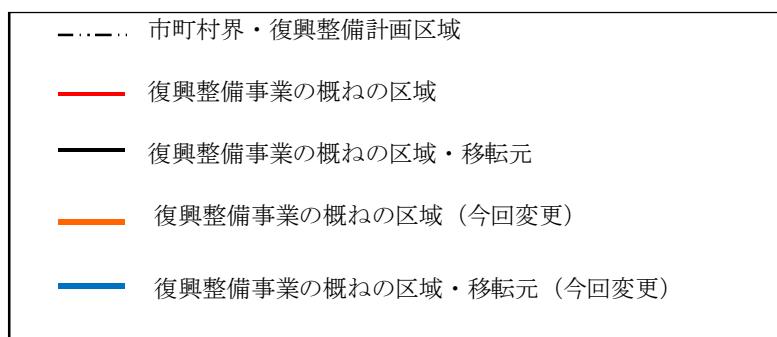
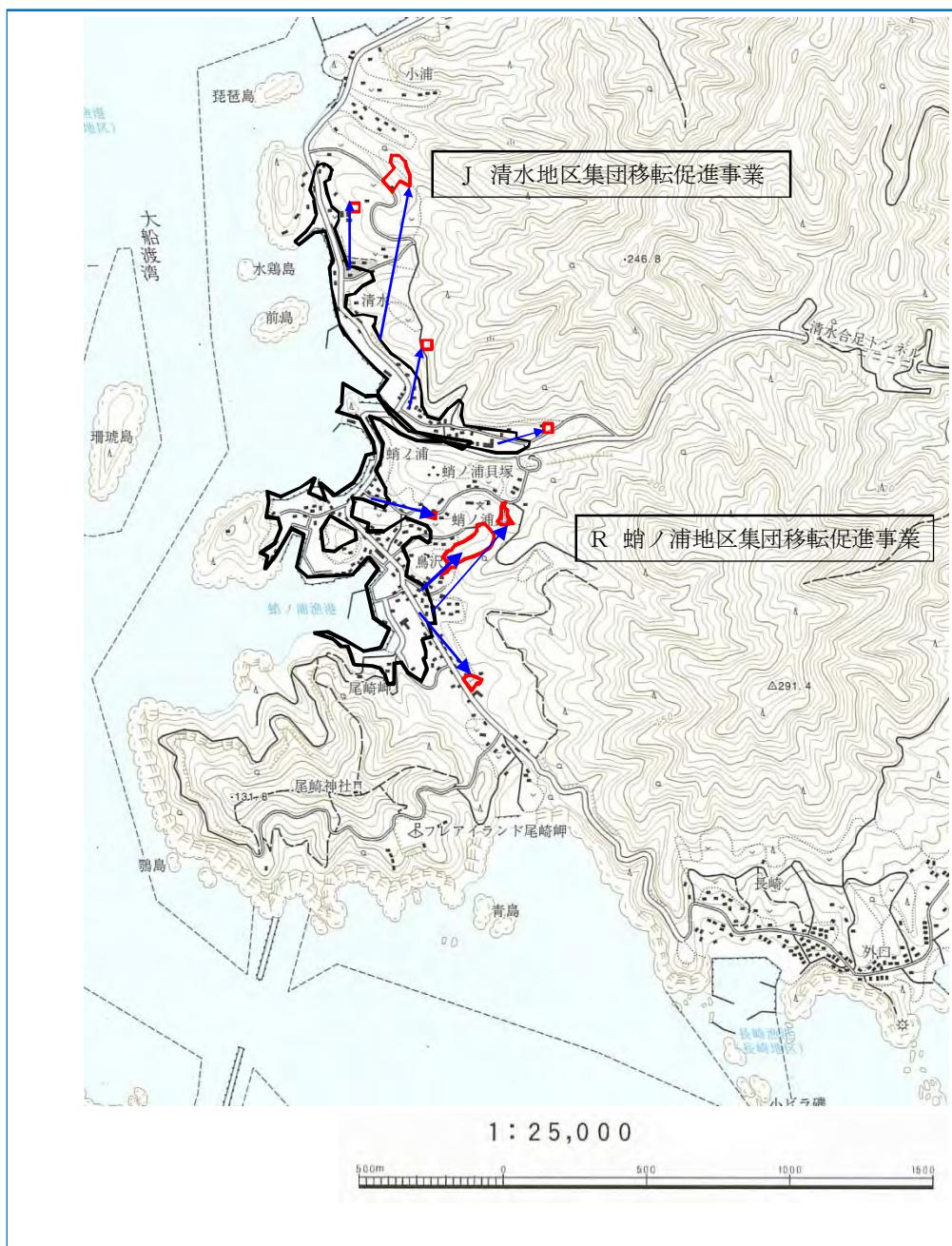
復興整備事業総括図

(大船渡駅周辺地区、大船渡(津波復興拠点)地区)



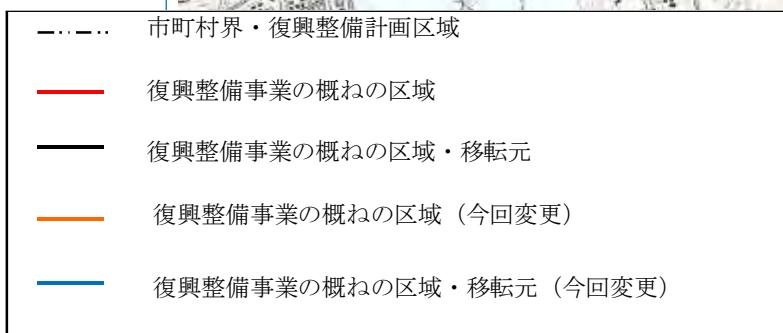
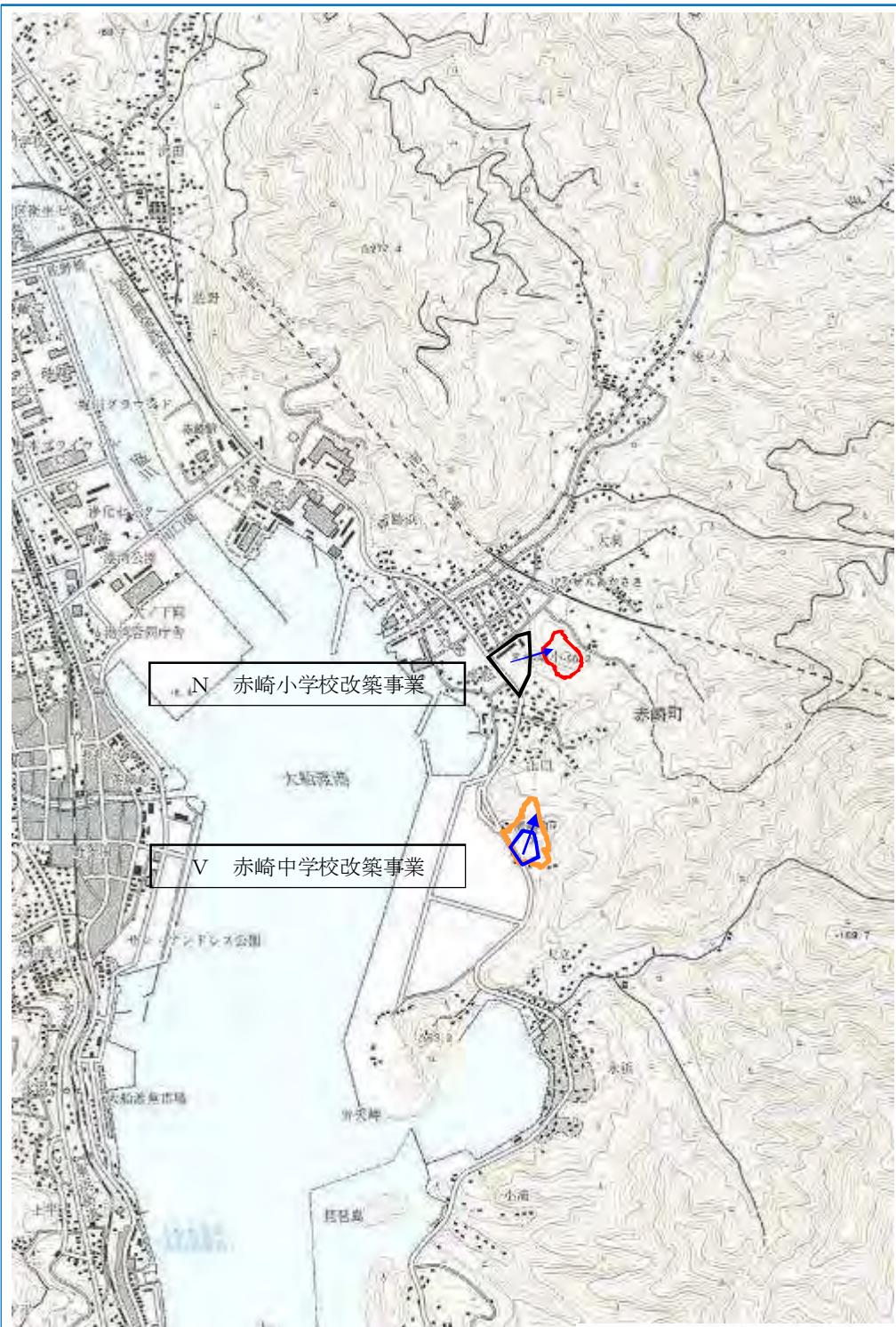
復興整備事業総括図

(清水地区、蛸ノ浦地区)



復興整備事業総括図

(中赤崎地区)



1 : 25,000

500m 0 500 1000 1500

様式第6 法第48条第1項第7号関係（保安林の指定又は解除関係）

森林法第26条の2に指定する保安林の指定の解除に関する事項

（注）森林法の特例措置（保安林の指定又は解除）を必要とする場合に記載すること。

森林の所在場所					全面積		要解除 実測面積		備考
市郡	町村	大字 (冠せず)	字	地番	実測				
大船渡市		赤崎町	山口	114番3	ha 0	4612	ha 0	4530	土砂崩壊 防備保安林
合計					0	4612	0	4530	

添付書類

- 1 解除調書
- 2 解除調査地図
- 3 位置図（省略：計画書本体復興整備事業総括図による）
- 4 その他必要な書類
 - (1) 事業計画書（転用の目的に係る事業又は施設に関する計画書）
 - (2) 代替施設計画書（転用に伴って失われる当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の配置に関する計画書）
 - (3) 他法令による許認可証書等の書類の写し
 - (4) 現況写真
 - (5) 保安林解除図（地積測量図）
 - (6) 事業施設配置図兼代替施設計画図
 - (7) その他参考となるべき事項

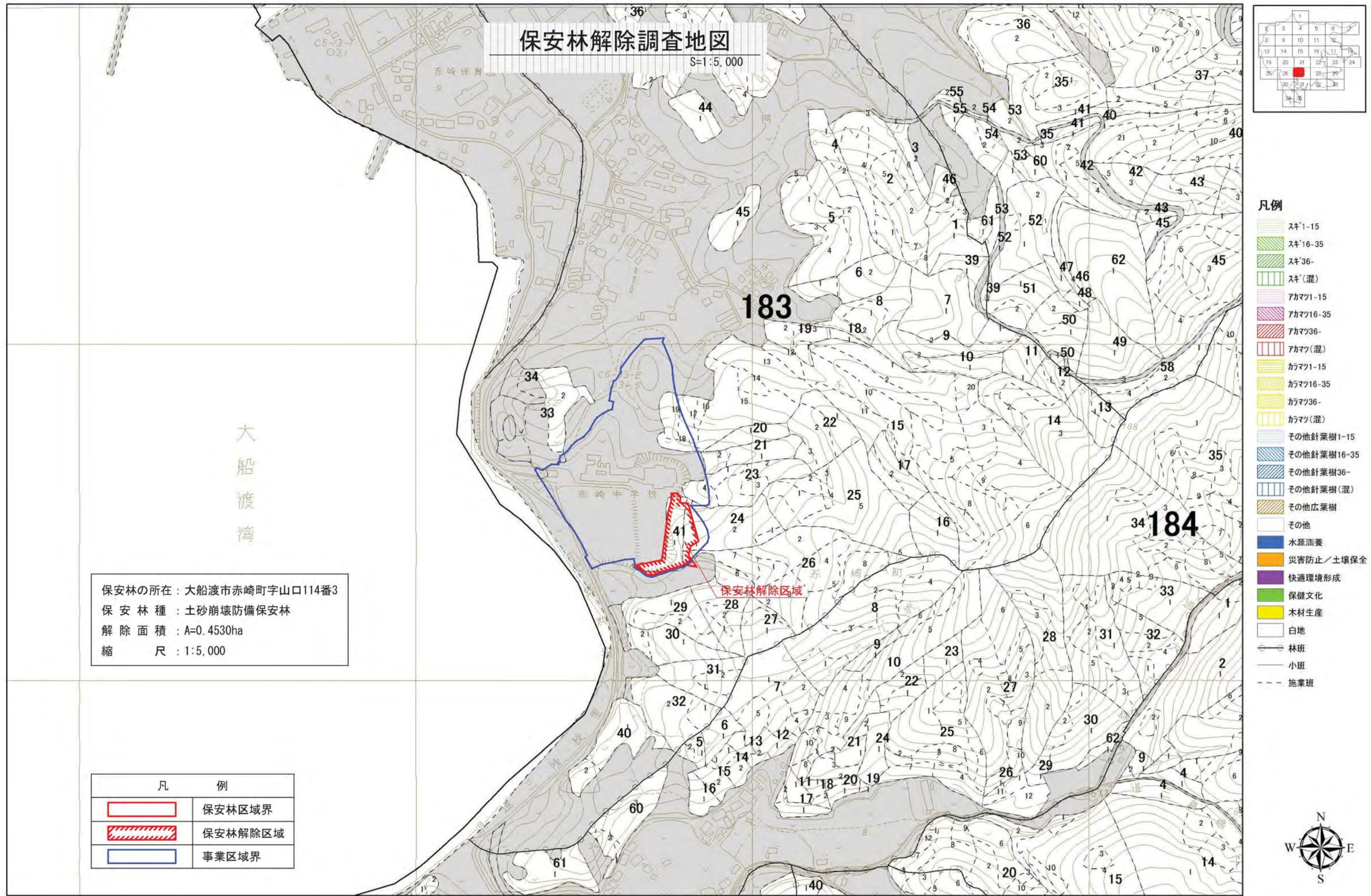
注意事項

- 1 面積は、小数第4位まで記載すること。
- 2 調書及び図面等については、復興整備計画作成マニュアルによるほか、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて（昭和45年6月2日付け45林野庁長官通知）」、「保安林指定調書等の様式について（昭和45年8月8日林野第1553号長官通知）」、その他関係通知等に準じて事務を処理されたい。

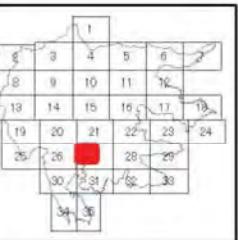
森林資源管理図

保安林解除調査地図

S=1:5,000



・この図面は、森林資源把握の目的で作成されており、土地の所在、森林所有者等を確認するためのものではありません。
・この図面は、許可なく複製、譲渡、貸与することを禁じます。



事業施設配置図兼代替施設配置図

IPNO	T-IP 2	Y	4.911	0.000
K NO	2-1	L	0	19.753
I	A=6.75ha	T	66-22-23	49.758
R	38.000	S	0.000	33.950
L	30.000	S	0.000	29.668
△ R	1.239	S	0.000	0.000
X M	14.976	A	30.000	0.000
X	29.259	B	0.000	

工種	種別	規格	積込	原名 (保安林内)
法面工	法面保護工	A=6.75ha	種生シート	内 2.22ha 外 4.53ha
	法面保護工	A=4.73ha	種子散布工	内 1.37ha 外 3.36ha
擁壁工	擁壁土壁工	L= 291m	上部擁壁工 (ホールアルメ工)	内 0m 外 291m
	擁壁土壁工	L= 74m	下部擁壁工 (ホールアルメ工)	内 27m 外 21m
カルバート工		L= 12m	ボックスカルバート	内 0m 外 12m
雪崩工		L= 6m	ヒューム管	内 0m 外 6m
舗装工	舗装工	L= 31m	コルゲート管	内 4m 外 27m
側溝工		L= 104m	落葉式側溝	内 69m 外 235m
側溝工		L= 28m	勾配可変型側溝	内 5m 外 23m
側溝工		L= 176m	水路式側溝	内 152m 外 72m
側溝工		L= 57m	ベンチフリューム	内 52m 外 55m
側溝工		L= 74m	コルゲートフリューム	内 21m 外 53m
集水工	集水工	N= 40基	集水工	内 4基 外 36基
舗装工	舗装工	A=2.08ha		内 501m ² 外 1.707ha
防災施設工	沈砂池等	N= 1式	沈砂池等	内 1式 外 1式
建築工事	建築工事	N= 1式	建築物等	内 0式 外 1式
	竹構工事	N= 1式	竹構工事等	内 0式 外 1式

IPNO	T-IP 1	Y	8.559	8.559
K NO	1-1	L	0	36.778
I	A=1.25ha	T	79-30-27	15.613
R	70.000	S	0.000	69.671
L	60.357	S	0.000	59.009
△ R	2.154	S	0.000	59.060
X M	29.993	A	65.000	65.000
X	58.245	B	59.245	

IPNO	KIP 1	Y	1.873	0.000
K NO	1	L	0	15.613
I	A=1.25ha	T	12-01-54	69.671
R	180.000	S	0.000	39.437
L	45.000	S	0.000	44.969
△ R	0.468	S	0.000	90.000
X M	22.458	A	0.000	
X	44.930	B	0.000	



大船渡市
吉崎中学校
全般ノ中
事業施設配置図兼
代替施設配置図
平成年度
工事
縮尺 1/500